

第 1 3 2 回

山 梨 県 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

平成 2 0 年 8 月 1 日

第 1 3 2 回 山梨県都市計画審議会

- 1 . 建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく
許可について

ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設

(附議案件)

- 2 . 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定方針
について

(諮問案件)

第 2 号 議 案

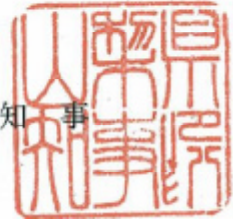
(諮 問 案 件)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
策定方針について

都 計 第 794 号
平成20年 7月10日

山梨県都市計画審議会長 殿

山 梨 県 知 事



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定方針について（諮問）

都市計画法第6条の2第1項の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都市計画区域マスタープラン」）を定めるにあたり、その策定方針について諮問します。

- 都市計画区域マスタープラン策定方針
 - ① 目指すべき県土構造
 - ② 現行都市計画区域の再編
 - ③ 区域ごとの区域区分（線引き）の有無
 - ④ 新たな都市計画区域、準都市計画区域の指定

都市計画区域マスタープラン策定方針について

